

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によつて、備北圏域における都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更しようとするので、同法第二十二条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によつて、都市計画の案を縦覧に供する。なお、この都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに広島県に意見書を提出することができる。

令和三年一月十八日

広島県知事 湯崎英彦

- 一 都市計画の種類及び名称
備北圏域都市計画マスター・プラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）
- 二 都市計画を変更する土地の区域
備北圏域における都市計画区域全域
- 三 都市計画の案の縦覧場所
広島県庁 土木建築局都市計画課
三次市役所 都市建築課
庄原市役所 都市整備課
- 四 縦覧期間
令和三年一月十九日から令和三年二月二日まで